

人材紹介手数料の返金について

紹介手数料の発生後、就労開始日から 6 か月以内に、自己都合に因る退職、重大過失等に因る懲戒解雇となった場合は、下記に定めるところに従い紹介手数料を返金するものとする。

但し、紹介者の責に因らない解雇、紹介先企業の就労環境あるいは当初提示された労働条件と実際の労働条件の不一致に起因する退職、紹介者の死亡、病気、天変地異等の不測の事態により離職の場合は、この限りではないものとする。

- | | |
|-----------------|------------|
| ■ 1 か月未満で退職した場合 | 紹介手数料の 50% |
| ■ 3 か月未満で退職した場合 | 紹介手数料の 30% |
| ■ 6 か月未満で退職した場合 | 紹介手数料の 10% |

紹介手数料の返金規定を適用しない場合は、覚書を作成し、別途合意された返金規定を確認するものとする。

※「人材紹介に関する基本契約書第 8 条（短期退職時の手数料の取扱い）」に記載するものとする。